

## 四国道路啓開等協議会規約(案)

### (名 称)

第 1 条 本会は、「四国道路啓開等協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第 2 条 協議会は、南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくことを目的とする。

### (協議事項)

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 四国内の道路啓開の優先順位や方策に関すること。
- (2) 四国内の道路啓開に関する情報共有及び情報提供に関すること。
- (3) 四国内の広域的な道路啓開の実施に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

### (組 織)

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局道路部長を、副会長は国土交通省四国地方整備局総括防災調整官及び国土交通省四国地方整備局道路調査官をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成は、別表のとおりとする。  
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 5 協議会には、幹事会及び実務的な検討を行うための部会を設けることができる。

### (事務局)

第 5 条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 協議会の事務局は国土交通省四国地方整備局道路部に置くものとする。

### (規約の改正)

第 6 条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

### (その他)

第 7 条 協議会は、道路法第 28 条の 2 の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

### (附 則)

本規約は、平成 27 年 2 月 10 日から施行する。

## 四国道路啓開等協議会名簿（案）

機 関 名	役 職 名	備 考
四国地方整備局	道路部長	会長
四国地方整備局	総括防災調整官	副会長
四国地方整備局	道路調査官	〃
四国管区警察局	総務監察・広域調整部長	
陸上自衛隊第14旅団	第14旅団司令部第3部長	
徳 島 県	県土整備部長	
香 川 県	土木部長	
愛 媛 県	土木部長	
高 知 県	土木部長	
徳島県警察	交通部長	
香川県警察	交通部長	
愛媛県警察	交通部長	
高知県警察	交通部長	
全国消防長会四国支部	全国消防長会四国支部長	
西日本高速道路(株)四国支社	保全サービス事業部長	
本州四国連絡高速道路(株)	鳴門管理センター所長	
(一社)徳島県建設業協会	会 長	
(一社)香川県建設業協会	会 長	
(一社)愛媛県建設業協会	会 長	
(一社)高知県建設業協会	会 長	
(一社)日本自動車連盟四国本部	ロードサービス部長	
四 国 電 力 (株)	総務部渉外・危機管理グループリーダー	
西日本電信電話(株)四国事業本部	設 備 部 長	
(株)NTTドコモ四国支社	ネットワーク部長	